

マル経融資制度をご活用ください！

(小規模事業者経営改善資金)

マル経融資制度は、経営改善を図ろうとする小規模事業者の方々をバックアップするため、徳島商工会議所の推薦により、無担保・保証人不要・低金利で融資を受けられる国(日本政策金融公庫)の公的融資制度です。

平成 29 年 4 月より徳島市利子補給制度がスタート！(最初の 1 年間に限り、利息を全額補給)

最初の 1 年間に限り **実質金利 0%!**

= 1.16% (平成 29 年 3 月 10 日現在) — 1.16% (徳島市補助)

※ただし、徳島市の予算額に達し次第、終了します

ご融資の条件

融資限度額	2,000万円	
利率	1.16%	
※徳島市による利子補給制度により最初の 1 年間の利子が補給されます。(条件があります)		
担保・保証人	不要	
資金の用途	設備資金	運転資金
	●営業用車輛の購入・買い替え ●店舗・事務所の新築・増改築 ●会社の合理化・情報化 ●その他機器購入費	●商品・材料の仕入れ ●買掛・手形の決済 ●従業員賞与・諸経費の支払い ●その他つなぎ資金等
返済期間	10年以内(据置期間2年以内)	7年以内(据置期間1年以内)

以下の項目にすべて該当される方

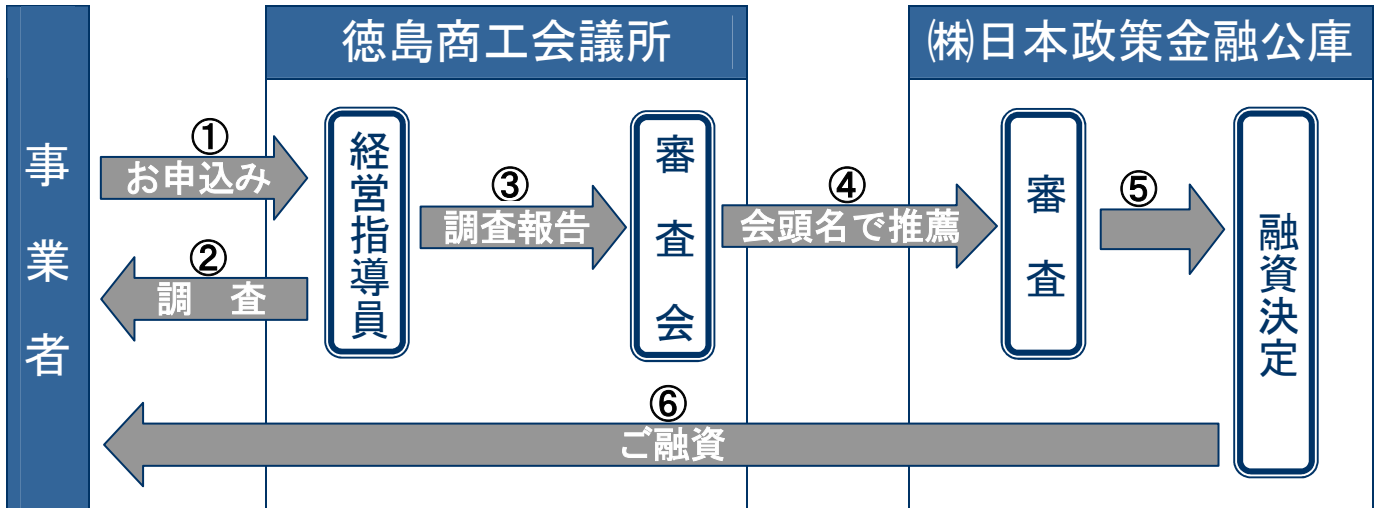
- ①徳島商工会議所地区内 ※で 1 年以上事業を営んでおり、所得の申告をしている方
※徳島市内(国府町除く)及び佐那河内村
- ②常時使用する従業員が商業・サービス業においては 5 人以下、製造業・建設業・その他においては 20 人以下の法人又は個人事業主の方
※平成 26 年 1 月 7 日より新たに「宿泊業」および「娯楽業」(一部の遊興娯楽業を除く)を営む事業所の従業員が 20 人以下の方もご利用いただけます。
- ③原則 6 カ月以上、徳島工会議所の経営指導員から経営指導を受けている方
- ④商工業者であり、かつ、(株)日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいる方
- ⑤所得税、法人税、事業税または都道府県民税もしくは市町村民税(均等割を含む)について、納期限が到来している義務納税額を全て完納している方

※本融資のご利用については、決算・確定申告内容、金融機関との取引状況等から判断した結果、お客様のご希望に添えない場合があります。

※原則として、他の金融機関の借入金のお借替にはご利用いただけません。

※1,500万円を超える融資を行う場合には、小規模事業者(事業主)が策定した事業計画書を推薦書に添付する必要があります。また、融資が実行された後、貸付残高が1,500万円を超える貸付先については、残高が1,500万円以下になるまで、経営指導員が貸付後概ね6ヵ月ごとに実地訪問を行い、経営者との面談により、策定した事業計画の進捗状況の確認、財務・収支状況等の分析を行い、結果を進捗状況報告書により日本政策金融公庫に報告することが義務付けされております。

お申込みからご融資までの流れ



お申込み時にご用意いただくもの

法人企業様と個人事業主様では、ご用意していただくものが異なります。

法人企業

1. 前期・前々期の決算書の控え
※決算後6ヵ月を経ている場合は、出来る限り最近の試算表
2. 前期・前々期の確定申告書の控え
※税務申告書の別表一(一)
3. 会社の「現在事項全部証明書」又は「履歴事項全部証明書」(3ヵ月以内のもの)
※公庫受付時点でマル経資金の借入れがない方
4. 法人税、事業税、市県民税の領収書又は納税証明書(直近のもの)
5. 次に掲げるいずれかの書類
 - 税務署の受領印のある税務申告書の別表一(一)の控え
 - 電子申告した申告書及びその受信通知を印刷したもの
 - 消費税の領収書又はその証明書
 - 源泉徴収所得税の領収書又はその証明書
 - 法人税の領収書又はその証明書(税額又は事業所得額が0円の場合は除く)
6. 金融機関から借入金がある場合は、その返済予定表
※代表者家族名義含む
7. 設備資金の場合、見積書・契約書
8. 初回ご利用の場合、土地・建物の全部事項証明書(3ヵ月以内のもの)

個人事業主

1. 前年・前々年の決算書の控え
※決算後6ヵ月を経ている場合は、出来る限り最近の収支明細表
2. 前期・前々期の確定申告書の控え
※確定申告書の第一面
3. 所得税、事業税、市県民税の領収書又は納税証明書(直近のもの)
4. 次に掲げるいずれかの書類
 - 税務署の受領印のある確定申告書の第一面の控え
 - 電子申告した申告書及びその受信通知を印刷したもの
 - 消費税の領収書又はその証明書
 - 源泉徴収所得税の領収書又はその証明書
 - 所得税の事業所得にかかる証明書
(種類その2、所得種類が事業所得と記載のもの)
5. 金融機関から借入金がある場合は、その返済予定表
※代表者家族名義含む
6. 設備資金の場合、見積書・契約書
7. 初回ご利用の場合、土地・建物の全部事項証明書(3ヵ月以内のもの)

お問合せは

徳島商工会議所 経営支援部

〒770-8530 徳島市南末広町 5 番 8-8 号 徳島経済産業会館 1 階
TEL 088-653-3211 FAX 088-623-8504